

経支第 948 号
令和 3 (2021) 年 1 月 13 日

各商工会会長
各商工会議所会頭
栃木県商工会連合会長
（一社）栃木県商工会議所連合会長
栃木県中小企業団体中央会長

様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本日、国の緊急事態宣言において、本県が対象区域に指定されたことを受け、県全域の飲食店（カラオケ店を含む。）の皆様に、営業時間短縮等（営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで。）を要請することとなりました。

この要請に応じて、対象店舗の営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 2 弾）」を支給します。

また、宇都宮市の酒類を提供する店舗を対象とした「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 1 弾）」については、当初対象期間を 1 月 22 日（金）までとしていましたが、別紙のとおり 1 月 14 日（木）までに変更します。

つきましては、趣旨を御理解の上、感染防止対策の更なる徹底を図るため、周知への御協力をお願いいたします。

経営支援課
中小・小規模企業支援室
TEL：028-623-3173

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第2弾】

国の緊急事態宣言を受け、県の要請に応じて営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、下記のとおり県と市町が共同で協力金を支給します。

【対象期間】 ① 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

② 1月16日（土）20時から2月7日（日）24時までの全23日間

※営業時間短縮の準備をできた店舗から始めていただけるよう、対象期間を2種類としました。

【対象地域】 県全域

【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・ 飲食店（カラオケ店を含む）
- ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「ステッカー」等を掲示している店舗

【支給額】 ①の場合 1店舗あたり 144万円

②の場合 1店舗あたり 138万円

【申請方法】 インターネット又は郵送

【受付期間】 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）

※詳細については、県HP（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/kyoryokukin.html>）をご覧ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第1弾】 の変更について

第1弾（宇都宮市の酒類を提供する店舗）は、以下のとおり変更します。

- 【対象期間】 第1弾
- ① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間
→ 1月8日（金）20時から1月14日（木）24時までの全7日間
 - ② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間
→ 1月9日（土）20時から1月14日（木）24時までの全6日間
 - ③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間
→ 1月10日（日）20時から1月14日（木）24時までの全5日間

第2弾 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

- 【支給額】
- ①の場合 1店舗あたり 67万5千円 → 31万5千円（第1弾）、144万円（第2弾）
 - ②の場合 1店舗あたり 63万円 → 27万円（第1弾）、144万円（第2弾）
 - ③の場合 1店舗あたり 58万5千円 → 22万5千円（第1弾）、144万円（第2弾）

- 【受付期間】
- 第1弾 1月25日（月）～2月19日（金）（消印有効）
 - 第2弾 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）